

別表 1

応急手当普及講習の開催要領（一般市民・HP掲載用）

普及講習名	開催方法	講習時間	講習内容
普通救命講習Ⅰ	【定例】 消防署：毎月 第2土曜日（6月、3月除く） 14～17時 分遣所：毎月 第3水曜日（6月、3月除く） 9～12時 【定例外】 場所はどちらでも可 講習時間は要相談 受講者数が概ね10名以上の団体のみ	3 時間	主に成人に対する心肺蘇生法 AEDの使用法 異物除去法 止血法
普通救命講習Ⅲ	【定例】 指定月のみ 消防署：6月と3月 第2土曜日 14～17時 分遣所：6月と3月 第3水曜日 9～12時 【定例外】 要依頼時（当消防と相談）	3 時間	主に小児・乳幼児・新生児に対する心肺蘇生法 AEDの使用法 異物除去法 止血法
上級救命講習会	【開催場所：本部消防署】 6月と2月の第4水曜日 9時～18時（昼休憩1時間あり）	8 時間	成人から新生児までの心肺蘇生法 AEDの使用法 異物除去法 止血法 <u>試験（筆記・実技）</u> 傷病者管理法 手当の要領 搬送法
救命入門コース	開催依頼は消防担当者へご相談ください	90 分	主に成人に対する心肺蘇生法 AEDの使用法
応急手当普及員講習Ⅰ	【開催場所：本部消防署】 10月の第4週 火～木曜日 9時～18時（昼休憩1時間あり）	8 時間 × 3 日間	<u>☆事業所内で従業員に対して普通救命講習等の指導従事者向け</u> 基礎的な知識・技能 指導要領（試験含む） 効果測定
応急手当普及員再講習		3 時間	応急手当普及員Ⅰ取得者の資格更新に必要 当消防本部にて開催する普通救命講習Ⅰを受講し更新
その他の救命講習	開催依頼は消防担当者へご相談ください	1 時間程	上記に該当しない救命に関する講習等